**複合施設「（仮称）深川市まちなか交流拠点」**

**愛称募集要項・応募用紙**

**１ 応募資格等**

（１）年齢や居住地などを問わず、どなたでも応募できます。

（２）応募作品は自作で未発表のものとし、応募点数は１人３点以内とします。

**２ 愛称の内容・基準**

（１）親しみやすく、覚えやすく、呼びやすいもの

（２）施設のコンセプトや機能・特徴等がイメージできるもの

（３）深川市らしさや魅力が表現されているもの

**３ 応募方法等**

専用フォームのほか、応募用紙に必要事項を記入のうえ、郵送、メール、FAX、応募箱への投函により応募してください。応募用紙及び応募箱の設置先は以下のとおりです。

市役所１階ロビー、納内・多度志支所、生きがい文化センター、文化交流ホールみ・らい、

中央公民館、一已公民館、音江公民館、JR深川駅、市立病院、プラザ深川

**４ 選考方法**

応募作品の中から深川市で候補作品を３点選定し、インターネット等で愛称決定投票（11月頃）を行います。同一標記の愛称が複数あった場合は、意味や理由などを考慮して候補作品を選定します。

**５ 発表**

結果は受賞者本人に通知するほか、市公式ホームページ及び広報、SNS等で発表します。

**６ 賞品**

候補作品3点のうち、採用作品を最優秀賞、ほか2点を優秀賞とし特産品を贈呈します。

**７ その他**

（１）必要事項の記載がない応募用紙は無効となる場合があります。

（２）応募された作品について、深川市が補正・修正を行ったうえで愛称決定投票の候補作品とする場合があります。

（３）応募する作品は、第三者が有する著作権等の権利を侵害しないものに限ります。著作権等のトラブルについては、全て応募者の責任となります。

（４）応募用紙は返却しません。また、応募に要する費用は応募者の負担とします。

（５）採用作品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）、使用権、その他一切の権利は深川市に帰属します。また、応募者は採用作品に対し、著作人格権に基づく権利行使は行わないこととします。

（６）応募者の個人情報は本目的にのみ使用します。ただし、応募に関しての個人情報のうち、受賞者の氏名及び居住する自治体名は市ホームページ等で発表するほか、報道機関を含めた関係者に提供します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **愛称応募用紙** | | | |
| **愛　称** | （ふりがな） | | |
|  | | |
| **愛称の意味**  **考案の理由**  ※具体的に記載してください |  | | |
| **氏　名** | （ふりがな） | **年　齢** | **満**　　　 **歳** |
|  | **職　業** |  |
| **住所/電話番号** | 〒　　 －  電話番号（　　　　）　　　　－ | | |
| **メールアドレス** | （任意） | | |
| **保護者氏名** | （18歳未満の場合） | | |